

## 第 10 期介護保険事業計画策定に向けた調査業務仕様書

### 1 委託業務名

第 10 期介護保険事業計画策定に向けた調査業務

### 2 業務の目的

浜田地区広域行政組合（以下「委託者」という。）第 10 期介護保険事業計画の策定に当たり、要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することにより地域課題を特定し、介護予防・日常生活支援総合事業の評価及び施策反映に資することを目的とする。

### 3 業務の期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

### 4 委託業務の内容

#### (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

- ① 調査対象 : 一般高齢者及び要支援・要介護認定者等から選定
- ② 調査件数 : 7,000 人
- ③ 調査方法 : 厚生労働省から示された調査票に追加設問を加えて受託者が作成する調査票により実施する。（調査票作成に係る費用は委託費に含む。）
- ④ 発送作業 : ・ 発送用封筒（角 2）、宛名ラベル、返信用封筒（長 3）は受託者が作成する。（封筒等作成に係る費用は委託費に含む。）  
・ 返信用封筒の料金受取人払いの手続は、委託者において行う。  
・ 発送・返信に係る郵送料は委託者において負担する。  
・ 発送（封入・封緘・郵便局への持ち込み）は受託者において行う。また、発送の際には、後納郵便・特別郵便に仕分けをして郵便局へ持ち込むこと。
- ⑤ 調査票の回収 : ・ 返信用封筒により、委託者が回収する。  
・ 受託者は、回収済み調査票が入った返信用封筒を手渡しで回収する。
- ⑥ データの入力 : ・ 調査結果は、受託者が入力を行う。（回収見込率 80%）
- ⑦ 集計分析作業 : ・ 調査項目別の単純集計表及び評価結果・属性等のクロス集計を作成する。  
・ 自由記載欄の取りまとめを行い、成果物はエクセルファイルにて納品する。  
・ 委託者の指示に基づき、「見える化システム」にデータ移行を行うこと。

- ⑧ 報告書の作成：・要点を取りまとめた報告書をグラフ等を用いてわかりやすく作成すること。

## (2) 在宅介護実態調査

- ① 調査対象：在宅の要支援・要介護認定者のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける人から選定
- ② 調査件数：600人
- ③ 調査回収方法：・委託者が調査を実施し、調査票を取りまとめる。  
・受託者は、調査票を手渡しで回収する。
- ④ データの入力：調査結果は、受託者が入力を行う。(回収見込率100%)
- ⑤ 集計分析作業：・厚生労働省から提供される自動集計分析ソフトにより、調査結果と認定データを関連づけた集計分析を行うこと。  
・傾向を把握し考察することにより、計画策定に活用できるような分析を行うこと。
- ⑥ 報告書の作成：要点を取りまとめた報告書をグラフ等を用いてわかりやすく作成すること。

※ 在宅介護実態調査、在宅生活改善調査を在宅生活改善調査【新】にするかは厚生労働省の調査説明会を受けて決定する。

## (3) 在宅生活改善調査

- ① 調査対象：居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所
- ② 調査件数：悉皆調査(回収見込率80%)
- ③ 調査方法：受託者によるメール調査(委託者が送信・回収)
- ④ データの入力：調査結果は、受託者が入力を行う。
- ⑤ 集計分析作業：調査項目別の単純集計表及び評価結果・属性等のクロス集計を作成する。
- ⑥ 報告書の作成：要点を取りまとめた報告書をグラフ等を用いてわかりやすく作成すること。

※ 事業所については、浜田地区広域行政組合ホームページに掲載している「浜田圏域介護保険サービス事業所等一覧」を参照のこと。

## (4) 居所変更実態調査

- ① 調査対象：認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、経費老人ホーム
- ②～⑥及び※については、上記「(3) 在宅生活改善調査」と同様

## 5 成果品

- (1) 調査票原票
- (2) 分析報告書
- (3) 各種データ一式（見える化データ含む）

## 6 その他

- (1) 本業務を実施するに当たり、仕様書に関する詳細及び本仕様書に記載のないものについては、介護保険制度の見直しに準拠し技術上当然必要と認められる事項については、**受託者**の責任において補充するものとする。
- (2) **受託者**は、本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について事前協議しなければならない。なお、この仕様書に示していないことで、業務遂行上必要とする事項については、その都度協議するとともに、**委託者**の指示を受けるものとする。
- (3) 第 9 期計画策定において中国地方での実績を複数有していることを必須条件とする。（調査業務のみは対象外とする。）
- (4) その他、国及び県等への各種報告・資料提出があった場合には、**委託者**の指示する時期に円滑に対応すること。
- (5) 本件については、個人情報を取り扱うため、個人情報の取り扱いについては、細心の注意を払うこと。特に、委託業務処理に際して知り得た事項については、他に漏らすことのないよう秘密保持を遵守すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議のうえ、**委託者**の指示に従い実施するものとする。

## 第10期介護保険事業計画策定支援業務仕様書（令和8年度）（案）

### 1 計画策定業務

#### (1) 人口及び要支援・要介護認定者推計、現計画の評価

ア 人口推計、認定者数の推計、第9期計画期間の評価を含めた現状分析を行うこと。当組合より介護給付データを令和5年度・令和6年度分及び令和7年度分の一部を提供する為、これらのデータを用いた給付分析を行うこと。

イ 地域支援事業、高齢者福祉サービスについても現状を分析する事とし、必要に応じて各課のヒアリング調査を実施すること。

#### (2) サービス事業量推計及び保険料の算出

ア 国が発表すると思われる地域包括ケア「見える化」システムを用いた事業量推計・保険料算出を行うこと。

イ 事業量推計作業については、何度も修正等が発生する事が予測されるため、担当者の要望に沿った修正、変更点の説明等を行うこと。

#### (3) 計画素案の作成・編集作業

ア 現計画等における課題整理

イ 次期計画の素案、最終案の作成

ウ 推進すべき方策・体制及びこれに伴う課題整理

エ 国、県、その他地方公共団体の動向整理

#### (4) パブリックコメントの実施

当組合ホームページ上でパブリックコメントを実施する予定であり、必要に応じて広報担当者と協議の上ホームページの作成についても支援すること。

### 2 策定委員会等会議支援

策定委員会は3回程度の実施を予定しており、議事録の作成も委託業務に含むため、主担当者を含め最低2名以上の出席とする。

会議にて依頼する業務は、事前打ち合わせ対応、会議資料作成、会議の運営支援、資料説明、質疑対応とする。

※ 会議の回数は進捗状況により増加する事も想定しておくこと。

### 3 成果品

ア 計画書冊子（A4版、1C、無線綴じ製本、120頁程度、300冊）

イ 概要版印刷（A4版、4C、8頁程度、300冊）

ウ 計画書冊子電子データ

エ 概要版電子データ

オ 各種データ一式